

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」について
（概要）

令和2年1月10日
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 改正の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号。以下「法」という。）第8条第1項は、一般化学物質を一定数量以上製造又は輸入した者は、毎年度、前年度の製造数量等を経済産業大臣に届け出なければならない旨規定している。ただし、第一種特定化学物質又は第二種特定化学物質に該当しないことが判明している化学物質等、リスク評価を行う必要が認められないものとして、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質については、届出義務を課さない（法第8条第1項第3号）。

今般の改正は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質」（平成二十九年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第一号。以下「告示」という。参考資料参照）に別添1の化学物質を追加するものである。

2. 改正の内容

平成22年度第1回薬事・食品衛生審議科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第94回審査部会、第98回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会に取りまとめられた「製造数量等の届出を要しない一般化学物質の選定の考え方についてⁱ」を踏まえて、別添1に掲げる化学物質を告示に追加する。

別添1に掲げる化学物質は、法第4条第5項の規定に基づき、名称を公示した化学物質（令和元年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第二号）のうち、平成25年4月から平成26年3月までの薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において、高分子フローズキームにより、①第一種特定化学物質、②難分解性で人への長期毒性を有する疑いのある化学物質及び③難分解性で生態毒性を有する化学物質の要件に該当しないものとして、法第4条第1項第5号に相当すると判定されたもの並びに環境中の既知見通知で示されたイオン及び地殻に大量に存在する化学物質に分解するものとして、法第4条第1項第5号に相当すると判定されたものである。

3. 告示日等

告示日：令和2年3月下旬（予定）

適用期日：告示日

（以上）